

平成 21 年 12 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県公社等外郭団体経営評価委員会
委員長 齋 藤 慶 則

平成 21 年度宮城県公社等外郭団体経営評価委員会の意見について（報告）
このことについて、宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（平成 16 年県条例第 54 号）に基づき、社団法人宮城県林業公社を調査審議した結果、別紙のとおり意見をとりまとめましたので報告します。

社団法人宮城県林業公社改革に対する委員会意見

第1 審議経緯等

1 対象団体名

社団法人宮城県林業公社

2 審議等日程

(1) ヒアリング等

第1回 平成21年 9月24日(木) 場所：県庁会議室

第2回 平成21年10月20日(火) 場所：蔵王町役場会議室

第3回 平成21年11月17日(火) 場所：県庁会議室

(2) 現地調査

平成21年10月20日(火) 場所：林業公社分収林(蔵王町円田)

3 経営評価委員会委員

委員長 齋藤 慶則(公認会計士)

副委員長 石沢 裕一(公認会計士)

委員 酒寄 久美(中小企業診断士)

委員 佐藤 茂(公認会計士)

委員 山口 稔(経営士)

第2 点検評価結果

1 背景・経緯

社団法人宮城県林業公社(以下「林業公社」という。)は、昭和41年6月の設立以来、森林整備法人として、分収造林事業を主体とした造林、育林等森林・林業及び緑化に関する事業を行い、平成20年度末現在、県内27市町村で9,292haの分収造林を経営している。

これまで林業公社では、県財政の逼迫や林業公社経営の採算性が議論となったことから、平成9年度に経営改善計画を策定し、平成10年度の新規分収造林契約から分収割合の変更を行ったほか、平成11年度からは、新規分収造林面積を段階的に縮小する(平成17年度からは凍結)等の措置を講じてきた。また、平成18年3月には、分収造林の収穫期を視野に、造成した森林の保育とともに主伐や間伐による収益計画を算定した第一期分収林経営計画(平成18年度～27年度)を策定し、利用間伐の本格実施、事業コスト縮減や借入金の借換えによる利息軽減を行うなどの経営改善に取り組んできた。

しかし、林業公社の主要事業である分収造林事業は、植栽から伐採まで50年以上を費やすことから、この間の植栽や保育管理等に要する経費を補助金や借入金に頼っており、平成20年度末の長期債務残高は約162億円に達している。さらに長引く木材価格・需要の低迷などにより、間伐材等の販売においても借入金の償還に見合った収入が確保できず、償還財源を県からの借入に頼らざるを得ない状況となっている。

2 意見(総論)

林業公社は、森林の造成が困難な森林所有者に代わって森林を育成し、水源かん養など公益的機能の維持・増進を図る等、県内の森林資源の保全・充実のために主体的な役割を担っており、存在意義は極めて高いものと考えているが、最大の経営課題は、分収造林事業によって生じた債務問題であり、木材価格の低迷等から自助努力による解決も困難な状況にあるため、このま

まの状況が続けば、多額の債務が返済不能に陥る危険性が高い。

このことから、林業公社の分収林事業に係る債務残高をできる限り圧縮し、将来の負担を軽減するため、直ちに関係機関との検討・調整を行い、あらゆる手段を講じて経営改革に取り組むよう求めるものである。

なお、林業公社改革に係る意見の詳細については、「3 各論」のとおりである。

3 各 論

(1) 累積債務への対応

分収造林事業で生じた債務は、平成 20 年度末で 162 億 67 百万円（内訳：公庫借入金 50 億 27 百万円、県借入金 112 億 40 百万円）に達しており、これらの債務は、長期的な木材価格の低下や木材需要の長期低迷等により、伐採・契約満了時までには完済できない見込みとなっている。

イ 有利子負債である日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの借入金の支払利息は、平成 20 年度で約 1 億 20 百万円と負担が大きいことから、公庫と協議を行い、一括繰上償還などの利息負担の軽減方法を検討すべきである。

ロ 保有する定期預金の取崩しや含み益のある有価証券の売却についても、保有した場合の配当利回りや借入金の返済に充てた場合の利息負担の軽減効果を比較し、財源としての活用を検討すべきである。

ハ 昨今の県の財政事情から、一気に県の債務に借換えを行うことは困難であると思われるが、公庫からの借入はすべて県が損失補償契約を締結しており、林業公社で返済できない場合は県が負担することになる。将来的な県民の負担を少しでも減らすためにも、可能な限り予算を確保し、債務の償還を進めるべきである。

ニ 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書（平成 21 年 6 月「林業公社の経営対策等に関する検討会」）にあるように、林業公社は不採算林の整理についての検討を行い、県は無利子貸付や利子補給などの支援を継続しながらも、林業公社の抜本的な改革を視野に「第三セクター等改革推進債」を活用した救済策を検討すべきである。

(2) 分収林経営計画の見直し

平成 18 年 3 月に策定した第一期分収林経営計画は、策定から既に 3 年を経過し、現状との乖離が見受けられる。特に伐採収入は、平成 22 年度以降増加する計画であるが、木材価格の低迷や主伐・間伐の時期及び面積等の見直しにより、計画した収入の確保は極めて困難な状況となっている。

イ 分収林経営計画は林業公社の経営計画そのものであり、現状に即したものでなければならない。見直しにあたっては、現在の事業運営によって改善が可能か否か、改善に向けた具体的対策、自助努力では改善できない場合の対策を課題毎に検討し、現状の経営課題を明確に捉えた経営改善の方策を策定すべきである。

ロ 分収造林契約で林業公社が管理する森林は、主伐期まで棚卸資産として「森林資産勘定」に計上している（平成 20 年度末 161 億 92 百万円）。森林資産勘定の計上方法は、造林事業費から補助金等収入を控除する費用価法によるもので、森林の実勢価格が反映されていない。このため、分収造林の損益は、伐採し木材として販売するまで解らず、経営の採算性が不明瞭であることから、森林資産の時価評価により分収林の状況に即した適切な評価を行う必要がある。

ハ 林業公社は、これまで主に「収支」による経営管理を行ってきたが、収支計算書では、資金収支の状況を見ることができ、実質的な採算が見えない。経営改善を進めていく上では、収益性や生産性の検証が必要であり、そのためにも「損益」の視点を取り入れることが必要である。

(3) 林業公社の役割・事業の見直し

分収造林事業や林業公社の役割は、その公共性から採算性だけでは判断すべきではないが、他県の状況を見てもわかるように、分収造林契約の事業モデルが成り立たなくなっていることは、周知の事実である。

イ 林業公社の経営は、多額の借入金負担や木材価格の著しい低下、木材需要の低迷等という非常に厳しい事業環境にあり、分収造林事業の生産コストの低減策が、経営改善のための根幹の方策にはなりえないと思われる。森林整備の担い手として林業公社が事業を継続していくためには、森林整備全般に係る事業を含めた林業公社経営の在り方を見直すとともに、公益的機能を重視した事業への取組も検討すべきである。

ロ 事業運営には、事業を維持するための最低限の事業コスト及び管理コストが発生するため、コスト縮減には限界がある。また、無理なコスト縮減は、組織の弱体化や事業の成長の阻害要因となる恐れもあるため、適正な収益バランスに基づいた事業の見直しが必要である。

ハ 森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての機能を有し、地球温暖化防止対策においても果たすべき役割は大きいと考えられる。これら森林環境を巡る情勢も踏まえ、森林環境保全の先導役としての新たな役割の創出を検討すべきである。

(4) 積極的な情報公開（県民に対する説明）

経営成績及び財務状況の透明性を高め、経営改善に関する支援策等についても県民の理解を得ることが重要である。

イ 現在、県・林業公社ともにホームページや印刷物等で、林業公社の役割等を PR しているが、他県と比べ、不十分であると思われる。特に、分収造林事業は、事業継続に多大なコストがかかっており、将来、県民に多大な負担を課す恐れもあることから、県民に対しても十分な説明が必要である。

ロ 林業公社の経営方針、経営状況はもとより分収造林事業の役割、分収造林事業の長期収支計画、森林資産の公益的機能の貨幣的価値試算、さらには経営改善の取組状況やその結果についても、積極的かつ解りやすく情報を発信すべきである。

ハ 分収造林契約の相手方である森林所有者に対しても、林業を取り巻く環境や経営の実状を伝え、理解を促すとともに、分収比率の変更や今後の森林管理に関しての協力を求めるべきである。